

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

| | 2,000 m ² の標準的な規模以上の改修 | 全体の1/2以上の改修 | 工事実態を踏まえた規模の改修 |
|-----------------|--|----------------------------------|-------------------------------|
| 屋根、壁、又は床 | | | |
| 屋根 | 修繕・模様替を行う屋根、壁又は床の面積の合計が2,000 m ² 以上 | 修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の1/2以上 | — |
| 壁 | | 修繕・模様替を行う壁の面積が壁全体の1/2以上 (※参照) | — |
| 床 | | 修繕・模様替を行う床の面積が床全体の1/2以上 | — |
| 空気調和設備 | | | |
| 熱源機器（暖房用） | 交換する熱源機器の定格出力の合計が300kW以上 | 交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上 | — |
| 熱源機器（冷房用） | 交換する熱源機器の定格出力の合計が300kW以上 | 交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上 | — |
| ポンプ（暖房用） | 交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上 | 交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上 | — |
| ポンプ（冷房用） | 交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上 | 交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上 | — |
| 空気調和機 | 交換する空気調和機の定格風量の合計が60,000m ³ /h以上 | 交換する空気調和機の定格風量の合計が全体の1/2以上 | 1つの階に設置されている全ての空気調和機を交換する場合 |
| 空気調和設備以外の換気設備 | 交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5kW以上 | 交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上 | — |
| 照明設備 | 交換する部分の床面積の合計が2,000 m ² 以上 | 交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上 | 1つの階の居室に設置されている全ての照明設備を交換する場合 |
| 給湯設備 | | | |
| 熱源機器 | 交換する熱源機器の定格出力の合計が200kW以上 | 交換する熱源機器の定格出力の合計が全体の1/2以上 | — |
| 配管設備 | 交換する配管の長さが500m以上 | 交換する配管の長さが全体の1/2以上 | — |
| 昇降機 | 二以上の昇降機を交換する場合 | — | — |

※ 修繕・模様替を行うことによる省エネ性能の向上が充分に見込めず、また、修繕・模様替の実態として工事が行われない部分（道路に接していない敷地境界線から1.5m以下の部分）にある壁を除く。